

区域計画の変更の認定申請書

令和7年 月 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和7年3月7日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略都市計画建築物等整備事業」について1事業を変更し、1事業を追加する。
- (2) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域高度医療提供事業」について1事業を削除する。
- (3) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特区支援利子補給金の支給事業」について1事業を削除する。
- (4) 「その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」中、「小型無人機の実証実験を促進するための「ドローン実証ワンストップセンター」の設置」を変更する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 14 別紙

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 5 月 29 日
東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（1）略

（2）名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

（国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業）

① ～③⑨ 略

- ④⑩ 京浜急行電鉄株式会社、株式会社西武不動産、高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構が、品川駅西口地区において、品川駅とまちの連携を強化するバリアフリーの歩行者ネットワークや、豊かな自然と M I C E 等の都市機能が高度に融合した複合交流拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 119～123 のとおり決定する。【令和 7 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画品川駅西口地区地区計画 別紙 119

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業高輪三丁目品川駅前地区第一種市街地再開発事業 別紙 120
- ・東京都市計画土地区画整理事業品川駅西口土地区画整理事業 別紙 121
- ・東京都市計画高度地区 別紙 122
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 123

④⑪～④⑱ 略

- ④⑲ 三菱地所株式会社、東宝株式会社、公益財団法人出光美術館、ちよだ基盤開発合同会社が、丸の内仲通り南周辺地区において、A～D 街区共同での東西地下通路整備と JR 有楽町駅との接続をするとともに、A 街区におい

て街の社交場的機能を担い、出逢い・交流の活性化に貢献する劇場や、アフターMICE 活用を見据えた美術館を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 155～156 のとおり決定する。【令和 8 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画都市再生特別地区（丸の内仲通り南周辺地区）別紙 155

＜区が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画地区計画大手町・丸の内・有楽町地区地区計画別紙 156

（３）～（４）略

（５）名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

① 削除

②～⑥ 略

（６）～（１７）略

（１８）名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支給

（国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業）

①～② 略

③ 削除

（１９）～（３３）略

３ 略

４ その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（１）～（６）略

（７）事項：ドローンの実証実験を促進するための「ドローン実証ワンストップセンタ

一」の設置

内容：無人航空機及び水中ドローン（以下「ドローン」という。）の実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、有人地帯（第三者上空）での目視外飛行による無人航空機の利活用の本格化の早期実現のほか、多様な分野でドローンの利活用機会の創出を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「ドローン実証ワンストップセンター」（以下「ドローンセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成30年3月に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省）及び千葉市
- ii) 設置場所：千葉市役所（千葉市中央区千葉港1番1号）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：ドローンセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する相談等の対応（関係機関等への確認を含む）、関係機関等との調整
 - ・実証実験の実施に係る地域への周知等
 - ・ドローンセンターの取組の広報
 - ・水中ドローンを除く「千葉市ドローン宅配等分科会」における検討への協力 等

以下 略

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1) 略 (2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業 内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例 (国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業) ①～③⑨ 略 ④⑩ 京浜急行電鉄株式会社、株式会社西武不動産、<u>高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発組合</u>、独立行政法人都市再生機構が、品川駅西口地区において、品川駅とまちの連携を強化するバリアフリーの歩行者ネットワークや、豊かな自然とMICE等の都市機能が高度に融合した複合交流拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙119～123のとおり決定する。【令和7年度着工予定】 ＜都が定める都市計画に係るもの＞ ・東京都市計画地区計画品川駅西口地区地区計画 別紙119 ＜区が定める都市計画に係るもの＞ ・東京都市計画第一種市街地再開発事業高輪三丁目品川駅前地区第一種市街地再開発事業 別紙120 ・東京都市計画土地区画整理事業品川駅西口土地区画整理事業 別紙121 ・東京都市計画高度地区 別紙122 ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙123 ④⑪～④⑧ 略 ④⑨ <u>三菱地所株式会社、東宝株式会社、公益財団法人出光美術館、ちよだ基盤開発合同会社が、丸の内仲通り南周辺地区において、A～D街区共同での東西地下通路整備とJR有楽町駅との接続をするとともに、A街区において街の社交場的機能を担い、出逢い・交流の活性化に貢献する劇場や、アフターMICE活用を見据えた美術館を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙155～156のとおり決定する。【令和8年度着工予定】</u>	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1) 略 (2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業 内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例 (国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業) ①～③⑨ 略 ④⑩ 京浜急行電鉄株式会社、株式会社西武不動産、<u>高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発準備組合</u>、独立行政法人都市再生機構が、品川駅西口地区において、品川駅とまちの連携を強化するバリアフリーの歩行者ネットワークや、豊かな自然とMICE等の都市機能が高度に融合した複合交流拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙119～123のとおり決定する。【令和5年度着工予定】 ＜都が定める都市計画に係るもの＞ ・東京都市計画地区計画品川駅西口地区地区計画 別紙119 ＜区が定める都市計画に係るもの＞ ・東京都市計画第一種市街地再開発事業高輪三丁目品川駅前地区第一種市街地再開発事業 別紙120 ・東京都市計画土地区画整理事業品川駅西口土地区画整理事業 別紙121 ・東京都市計画高度地区 別紙122 ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙123 ④⑪～④⑧ 略 [加える]

(1) ～ (6) 略 (7) 事項：<u>ドローン</u>の実証実験を促進するための「ドローン実証ワンストップセンター」の設置 内容：<u>無人航空機及び水中ドローン（以下「ドローン」という。）の実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、有人地帯（第三者上空）での目視外飛行による無人航空機の利活用の本格化の早期実現のほか、多様な分野でドローンの利活用機会の創出を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「ドローン実証ワンストップセンター」（以下「ドローンセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成30年3月に設置】</u> i) 設置主体：国（内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省）及び千葉市 ii) 設置場所：千葉市役所（千葉市中央区千葉港1番1号） iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。 iv) 事業内容：ドローンセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。 ・実証実験に必要な手続に関する<u>相談等</u>の対応（関係機関等への確認を含む）、関係機関等との調整 ・実証実験の実施に係る地域への周知等 ・ドローンセンターの取組の広報 ・<u>水中ドローンを除く「千葉市ドローン宅配等分科会」における検討への協力</u> 等 以下 略	(1) ～ (6) 略 (7) 事項：<u>小型無人機</u>の実証実験を促進するための「ドローン実証ワンストップセンター」の設置 内容：<u>小型無人機の実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、有人地帯（第三者上空）での目視外飛行による小型無人機の利活用の本格化の早期実現を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「ドローン実証ワンストップセンター」（以下「ドローンセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成30年3月中に設置】</u> i) 設置主体：国（内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省）及び千葉市 ii) 設置場所：千葉市役所（千葉市中央区千葉港1番1号） iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。 iv) 事業内容：ドローンセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。 ・実証実験に必要な手続に関する<u>電話相談、窓口相談等</u>の対応（関係機関等への確認を含む）、関係機関等との調整 ・実証実験の実施に係る地域への周知等 ・ドローンセンターの取組の広報 ・<u>「千葉市ドローン宅配等分科会」における検討への協力</u> 等 以下 略
--	---

別紙 1 5 5 ～ 1 5 6 （都市
計画資料）については、
データ容量が多大のため
掲載を割愛